

## 調整給付金支給決定通知書

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

調整給付金支給確認書により申請のありました給付金について、次のとおり支給を決定しましたので通知します。

## 支給方法

調整給付金支給確認書で指定があった受取口座に振り込みます。

支給額		
振込予定日	令和 年 月 日	
振込口座	金融機関	
	支店	
	口座種別	
	口座名義(カナ)	
	口座番号	

## 調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額 (①)
	□□□□ 円 -	□□□□ 円 =	□□□□ 円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額 (②)
	□□□□ 円 -	□□□□ 円 =	□□□□ 円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額 (①)	住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額 計 (③) (①+②)
	□□□□ 円 +	□□□□ 円 =	□□□□ 円
			↓
			<b>調整給付金支給額</b> (上記③を1万円単位に切上げ)
			□□□□ 万円

注) 「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等から推計した金額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付を行う予定です。

【問合せ先】 新発田役所 税務課 市民税係  
〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号  
電話 0254-28-9321(係直通)